資 料

視察記録 (愛媛県留置施設)

田川靖紘

1. はじめに

平成29年6月1日から令和3年5月31日までの4年間,愛媛県留置施設視察委員会委員(以下,たんに「委員」という場合はこれを指す。)に任命され,県下の留置施設を視察した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予定していた4回(令和元年度第4回から令和2年度第3回まで)の視察が中止となってしまったものの、委員に在任した4年間で、同一施設を除けば合計14か所の留置施設を視察することができた。

委員としての任は解かれたが、委員の活動内容、留置施設運用の現況について知らせるために、本資料を執筆する。

2. 委員の活動内容

愛媛県留置視察委員会は、「平成19年6月1日施行の『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』に基づき、留置施設の透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、留置施設を視察し、その運営に関して意見を述べる部外第三者からなる機関として設置されてい」る!》

¹⁾ 愛媛県警ウェブサイト「留置視察委員会」https://www.police.pref.ehime.jp/shisatsuiinkai/shisatu.pdf (最終閲覧: 2022 年 4 月 28 日)

委員数は、愛媛県留置施設視察委員会条例(平成19年3月20日条例第32号)により、4人とされ(条例2条)、委員の任期は1年で(条例3条1項)、3回の再任が可能であり(条例3条2項)、最長で4年間在任することができる?

愛媛県では、委員 2 人が 1 組で 2 警察署を年 4 回、 1 年で 8 警察署を視察する計画となっている。委員は、視察対象の留置施設の運営に問題はないかを視察する。「運営」には、「組織を働かせること」といった意味があるが、留置施設の視察について言えば、留置施設が被留置者の人権を侵害するような施設となっていないか、留置管理官が被留置者の人権を侵害するような態度で接してはいないか等をチェックする。たとえば、居住環境について、広さは十分か、施設の老朽化や不具合はないか、換気は良好か、温度・湿度は快適か、明るさは適切か、室内の静謐は保たれているかを見る30

委員会は、上記のような居室環境をはじめとする、施設の運営状況を視察し、意見を述べる組織であるものの、被留置者のためだけの組織ではない。委員会は、第三者機関として、施設職員の職場環境に問題があるような場合には、留置施設の運営に問題があるといえるので、意見を述べることができるも

視察後は、委員長が議長となって(条例5条1項)、委員会の会議を行う。ここでは、各委員からそれぞれの視察に基づき自由に意見を述べることができる。「議長」は、会議の司会進行担当であり、各委員の意見を取りまとめる役割である。

愛媛県では、意見の取りまとめには2つの種類があり、運営に対する意見を「正式意見」として取りまとめる場合と、個別事案について視察署のみが対応することで十分な場合に「事務局対応意見」として取りまとめる場合がある。愛媛県警のウェブサイト上では、原則に則り、運営に対する意見である「正式意見」を掲載する方針を採用しているため、留置施設視察委員の報告ページにおいては「運営の改善を求める意見はありませんでした。」と記載されていることもある。しかし、これは「正式意見」が「ない」ことを示しているだけで、視察した各留置施設に対して毎回「事務局とし

²⁾ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 21 条 4 項において、任期その他を条例で定めることとされている。

³⁾ 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部編『留置施設視察委員会の活動充実のために』(日弁連, 2015年) 16頁「C 居室環境」参照。なお、再度引用する際は、「日弁連『冊子』」と記載する。

⁴⁾ 前掲注3) 日弁連『冊子』12頁。

て対応するよう意見」しており、改善点が一切なかったことを示すものではない。 これら意見を述べた場合には、次回の会議において、どのような対応をとったか事

3. 施設運用の現況

施設運用の現況を述べる前に、実際の視察の流れについて簡記しておく。

務局から報告がなされる。

視察対象施設に入ると、まず、留置施設が置かれる警察署署長から、「留置施設の現状」について報告を受ける。報告は、①施設の概要の状況、②収容基準人員及び被留置者数の推移の状況、③施設の管理体制の状況、④参観の可否の状況、⑤被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況、⑥被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況、⑦自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況、⑧戒具及び保護室の使用状況、⑨被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例、⑩審査の申請、再審査の申請、事実の申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果の10項目についてなされる。

⑤では、支給している食事のカロリー等、貸与品、自弁購入(支給・貸与品以外に自分のお金で購入する)物品について報告がなされる。⑥では、被留置者の運動状況、入浴やひげそりの実施状況、健康診断実施状況や診療実施状況について報告がなされる。⑦以下は、自弁の停止措置や戒具及び保護室の使用状況等について報告がなされるが、件数だけでなくどのような理由によって停止措置や戒具及び保護室の使用に至ったのか等も報告される。いずれの項目についても、必要であれば質問することができた。

署長からの報告の後、携帯電話等の持ち込み禁止物を預けて、留置施設の解錠をしてもらい、留置施設の視察に移る。視察は、配付される「視察時のチェック表」に従って行う。チェック表には、「施設内の状況」として、施設全体、看守席周辺、居室関係、浴室関係、洗濯場、洗面場、運動場、面会室、診療室、寝具関係、食器等給貸与物品関係、常備薬等、所持品保管ロッカー、その他(看守室や保護室等)が挙げられており、これらを中心に視察した》併せて、事前に配付されている日弁連『冊子』の「(参考) 留置施設視察のためのチェックリスト」も参考にした。

上記のように視察した結果、愛媛県の留置施設の運用は概ね問題ないと思われる。

文末の表を見るとわかる通り、愛媛県の留置施設はそのほとんどが昭和の後半から 平成10年代に建てられており、必ずしも新しい施設ばかりではないことがわかる。 それゆえ、施設自体が古く、使い勝手が良いというわけではない施設も存在する。し かし、そのような施設であってもきちんと掃除がなされており、物品も整理されてい る印象を受けた。居室や看守室の老朽化はあるものの、その運用に支障を来すもので はないと判断した。

また、自弁の嗜好品等の購入停止措置や戒具並びに保護室の使用等についても、報告を受けている事実関係をもとにすれば、そのような措置、使用もやむをえないものであると思われる。たとえば、戒具並びに保護室の使用について、詳細な内容について記すことは控えるが、自傷、大声を出す、部屋を汚損する等の行為がなされ、担当官の注意・警告も聞き入れられない段階での使用であることの報告を受けている。使用時間についても、報告を受けたうえで判断したものである。

それゆえ、委員であった4年間で委員会が「正式意見」を述べたのは、平成29年度の1回だけであるが、「事務局として対応するよう意見」したものには、以下のようなものがあった。たとえば、①常備薬の箱に点眼剤(目薬)が入っていたが、使い切りタイプではなかったため感染症等の恐れがあり交換するよう求めたこと、②面会室の音が漏れてしまっているので、音漏れ対策が必要であること、③洗濯室周辺にこもった匂いがする(委員個人の感想。ただし、2人の委員が同様に感じた。)ので換気等すること、④担当官の椅子が老朽化しているので交換すること等がある。

すでに述べたように、委員会は、施設の運用状況を視察するので、施設職員の職場環境についても意見を述べることができる。これは、「事務局対応意見」として取りまとめる場合も同様に当てはまると考えられるので、④のように、担当官が使用する物品が老朽化している場合は交換するよう意見することができる。

このように,「事務局対応意見」として取りまとめた場合にも,次回の委員会の会

⁵⁾ ひとつ注意しなければならないのは、チェック表中の所持品保管ロッカーについてである。ある視察で、筆者が視察の先頭にいて、チェック表に従い「ロッカーを開けてください」と指示したことがあった。問題は、視察当日の被留置者が女性1名だったという点である。チェック表に収容状況がメモされていたので、すぐに気がつき、女性委員に確認を代わってもらった。ロッカーが適切に使用されているかを確認するのは必要であると思われるが、女性被留置者の所持品保管ロッカーを男性委員が確認するのは、被留置者の人権侵害につながりかねない事態であり、今後も同様の配慮が必要であると思われる。

議において、全ての意見に対し回答がなされた。

4. 官弁について

官弁とは、被留置者に支給される食事のことで、愛媛県では文字通り弁当が支給される。この官弁について、委員(医師)から、「官弁のカロリーが高すぎないか、特に高齢者には高すぎる」という意見がなされた。これに対する回答は、カロリーの目安は、「国民生活の実情等を勘案して十分なものであるように」との配慮から。厚生労働省「日本人の食事摂取基準(2015年版)」(当時。現在は2020年版がある。)より、1人1日男性は2,300 kcal、女性は1,750 kcal を目安としているとのことであった。

現在は、「日本人の食事摂取基準(2020年版)が公開されているが、数値に変化はなく、1日の推定エネルギー必要量は、30~49歳男性で、身体活動レベルが低い(自宅にいてほとんど外出しない者に相当)場合は2,300kcal、30~49歳女性で、身体活動レベルが低い場合は1,750kcalとされている?もっとも、委員の指摘した通り、50~64歳男性で、身体活動レベルが低い場合は2,200kcal、65~74歳男性になると、2,050kcalと必要量は下がっていく。女性の場合も同様である。

「食事は、被留置者の処遇の最も重要なものの一つであ」ると位置付けられており。 留置施設に限らず、たとえば、更生保護施設においても「どれだけ遅くなっても必ず 自分のものは食べることができる」ように運用されている。言うまでもないが、食事 は生活の基本である。それだけに、官弁については今後の課題として問題点を指摘し ておきたいと思う。

まず、予算の問題である。官弁は、警察署内で作るものではないし、県警本部から

⁶⁾ 警視庁編『警察の留置業務』https://www.npa.go.jp/about/overview/ryuchi/toppage.html 23 頁参照(最終閲覧:2022年4月28日)。なお、再度引用する場合は、「警視庁 『冊子』」と記載する。

^{7) 「}日本人の食事摂取基準」策定検討会「日本人の食事摂取基準(2020 年版) 策定検討会報告書」https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000586553.pdf 84 頁参照(最終閲覧: 2022 年 4 月 28 日)。

⁸⁾ 前掲注 6) 警視庁『冊子』 13 頁。

⁹⁾ 松原英世「「施設参観記録 (6) [雄郡寮]」愛媛法学会雑誌 40 巻 3·4 号 (2014 年) 113 頁。

送られてくるものでもない。警察署のある地域の弁当屋あるいは給食センターに発注するものである。しかし、官弁にかけられる予算は 400 円強であり 10 その予算で発注することになる。日弁連編『冊子』には、食事のチェック項目として、「野菜類は適切な量が提供されていますか。」というものがあるが 11 何をもって「適切」とするかはおくとしても、その予算では賄いきれるものではない。そして、それを警察組織の責任として押し付けることは適切とは思われない。一方で、官弁を作る業者の中には、原価が 400 円を超えてしまう業者もいるようであるが 22 業者の負担の上に成り立つ運用は、本来妥当とも思われない。

次に、官弁業者確保の問題である。地方の場合、官弁業者が減少していること(依頼していた業者が閉店してしまって「ない」こともある。)!³⁾官弁づくりが安定しない仕事であることもあって(被留置者は日によって変動するので、官弁の個数の見通しが立たない。愛媛県では、被留置者が1人だけのこともある。)!⁴⁾官弁業者の確保について、県下の一部の警察署では苦労している様子がうかがえた。官弁業者を確保できない場合は、コンビニエンスストアで購入することになるが、予算との関係でカロリーが目安を下回ってしまうことが考えられる。

そして、摂取カロリーの問題である。上述したように、単純に考えても男女で550 kcal の差があり、年齢も考慮に入れれば、人によっては摂取カロリーが過多になってしまう。これを防ぐには、性別や年齢にふさわしい官弁を被留置者ごとに準備するということになるが、予算の問題、官弁業者確保の問題があるにもかかわらず、それを実施するのは不可能なように思われる。結局、多いと感じたら残すしかないが(同室の者に分け与えることは、いじめ行為との区別ができないために禁止されている[5])、それは、食品ロス削減を推進する愛媛県の方針と相容れない[6]

いずれの問題に対しても、委員として回答を準備できず、また、上記のような考え

¹⁰⁾ 織田哲雄「官弁と獄メシ」生鮮 EDI 78 号 (2017 年) 1 頁は,「400 円前後」とするが, 愛媛県は,400 円強とのことであった。

¹¹⁾ 前掲注3) 日弁連『冊子』17頁。

¹²⁾ 前掲注10) 織田「官弁と獄メシ」4頁参照。

¹³⁾ 前掲注10) 織田「官弁と獄メシ」1頁参照。

¹⁴⁾ 前掲注10) 織田「官弁と獄メシ」1-2頁参照。

¹⁵⁾ 前掲注10) 織田「官弁と獄メシ」3頁参照。

¹⁶⁾ 愛媛県庁ウェブサイト「愛媛県食品ロス削減推進計画」参照。https://www.pref.ehime.jp/h15700/foodloss/documents/keikaku.pdf (最終閲覧: 2022 年 4 月 28 日)

であるがゆえに委員長であった時も「正式意見」として取りまとめなかったが、継続して考えていくべき問題である。なお、視察と官弁との関係で付言すると、視察時に受ける報告においては、カロリーのみの記載ではなく、その時の献立一覧を提供してもらえると、確認の手間が省けるものと思われる(西条西署は提供があった。また、当日の官弁を視察した回もある。)。

5. おわりに

最後に、委員の任期が終わった今となっては言っても仕方ないことであるが、「横の関係」に対する意識が不足していたと反省している。

委員1年目は、先輩委員がどこを見ているか、どのような意見を述べるのかを見ていた。このような先輩委員(あるいは、後輩委員)との関係を「縦の関係」と呼ぶことにする。そこでは、自傷・自殺の防止、高齢被留置者への対応(バリアフリー化の問題、官弁のカロリーも含む。)、感染症防止対策(インフルエンザとの関係で。)が着目されていた。その後、逃走防止や新型コロナウイルス感染症防止対策が加わっていくこととなる。いずれにせよ、愛媛県という「縦の関係」の意識は強く、それに沿った視察を行っていた。

しかし、留置施設視察委員会は、他の都道府県にも設置されており、そこで提出されている報告書等を見ると、愛媛県と同じ部分、愛媛県とは違う部分が見えてくる。もしかすると、私にはそのような「横の関係」も意識した視察が期待されていたかもしれない。そうであるなら、期待に添えなかったことをここにお詫びし、記録として残すこととしたい。

表 筆者が視察した施設と建築年

視察年度	視察施設	建築年	備考
平成29年度第1回	伊予署	昭和 42 年	
	松山西署	平成2年	
平成29年度第2回	宇和島署	昭和 48 年	
	愛南署	平成 16 年	
平成29年度第3回	西条署	平成 10 年	
	西条西署	平成 28 年	
平成29年度第4回	新居浜署	昭和 45 年	
	四国中央署	平成4年	
平成30年度第1回	松山東署	昭和 44 年	建て替え前(※)
平成30年度第2回	宇和島署	昭和 48 年	2回目
	愛南署	平成 16 年	2回目
平成30年度第3回	西予署	平成 12 年	
	八幡浜署	昭和 51 年	
平成30年度第4回	大洲署	平成 14 年	
	伊予署	昭和 42 年	2回目
令和元年度第1回	松山南署	平成8年	
令和元年度第2回	西条署	平成 10 年	2回目
	西条西署	平成 28 年	2回目
令和元年度第3回	宇和島署	令和元年	建て替え後1回目
	大洲署	平成 14 年	2回目
令和元年度第4回	中止		感染拡大防止のため
令和2年度第1回	中止		同上
令和2年度第2回	中止		同上
令和2年度第3回	中止		同上
令和2年度第4回	伯方署	昭和 41 年	閉場署で実施

^(※) 松山東署は、2023年に新庁舎が完成する。留置施設も新しくなり、最新の理論を反映した施設となることが期待され、意見とした高齢被留置者対応 (バリアフリー化) への取り組みも期待される。可能なら参観を希望したい。